

低入札価格調査制度の改正（概要）

1 背景

ダンピング受注は、工事の手抜き等を招くことによりその品質の低下が懸念されるほか、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止する必要があります。

こうしたことから、最低制限価格設定の算定式の改正と併せて、低入札の調査基準価格設定の算定式及び失格基準価格設定の算定式を改正するものです。

2 定義

調査基準価格とは、当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し必要な調査を行うものです。

失格基準価格とは、調査基準価格に満たない価格での入札で、失格と判定するものとし、その判定は入札参加資格者審査委員長が行うものです。

3 対象

建設工事の競争入札で、設計価格が1億円以上の工事（変更なし）

4 財務規則第120条の基準及び取扱いについての改正

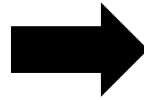
(1) 調査基準価格の改正

現行		改正
予定価格の 7.0/10～9.0/10		予定価格の <u>7.5/10</u> ～ <u>9.2/10</u>
【計算式】		【計算式】
・直接工事費 ×0.95		・直接工事費 × <u>0.97</u>
・共通仮設費 ×0.90		・共通仮設費 ×0.90
・現場管理費 ×0.70		・現場管理費 × <u>0.90</u>
・一般管理費等×0.30		・一般管理費等× <u>0.68</u>

(2) 失格基準価格の改正

現行

【計算式】	
・直接工事費	×0.70
・共通仮設費	×0.65
・現場管理費	×0.55
・一般管理費等	×0.30



改正

【計算式】	
・調査基準価格	× <u>0.95</u>

5 施行日

令和6年4月1日以降に入札通知する契約から適用します。